

令和2年4月17日

園児保護者様

「緊急事態宣言」に伴う園の対応について

認定こども園みのり幼稚園  
園長 森川道晃

昨日、国が新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡げたことにより、静岡県を含む日本国の全地域が緊急事態宣言の対象になりました。それに伴い、園としての対応とお願いを下に記しますので、ご確認をお願いします。(県や市町からの強い要請があった場合、変更になる場合もございます。その場合は、通知いたします。)

◎緊急事態宣言を受けて

令和2年4月20日(月)～5月6日(水・振)の間の対応を以下のように定めます。(現時点では5月7日以降は通常保育の状態とする。)

緊急事態宣言により、国民には新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、人と人との接触を減らすことが求められています。園としては、社会的責務を果たすうえで必要な範囲での開園は致しますが、受け入れ態勢には制限を設けさせていただきます。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以下、期間中の受け入れについてのお願いです。

【制限保育】(4/20～5/6)

- ➡園は平時の時間内(7:30～18:30)で受入れ条件を設けて開園する。
- ➡期間中、スクールバスの運行は致しません。

【受入れ条件について】

・1号認定のご家庭

➡基本的にお休みとなります。但し、ご両親の就労等の関係で、どうしても家庭内保育ができないご家庭は園にお知らせください。個別に対応させていただきます。

・1号認定(新2号認定も受けている方)・2号認定のご家庭

➡極力の登園自粛をお願いします。家庭内保育ができる方は、家庭内保育のご協力をお願いします。

・3号認定のご家庭

➡極力の登園自粛をお願いします。家庭内保育ができる方は、家庭内保育のご協力をお願いします。

◎登園する場合は4/8付通知に示した通りの検温、体調確認等の徹底をお願いすることとする。(少しでも体調に心配がある場合は登園できません。)

## 【期間中の特定負担額(特定保育料)の扱い】

・国のガイドラインでは特に減免をすると定められてはおりませんが、今回は非常事態であるということをご理解いただき、ご協力をお願い致します。また、3号認定につきましては、各市町の対応の通りとなります(休園要請、登園自粛の要請があった場合、基本的に日割の計算となり、翌月以降に減免額が戻されると基本方針が定められています)。但し、4/20～5/6までの間で、市町の日割減免の対象にならない場合は園がその分の日割相当の減免をいたします。(その場合の計算式は国・自治体の基準による)

### ・1号認定(新2号含む)・2号認定の場合

➡4月20日より5月6日の間、全てを欠席する場合は、5月分の特定負担額を半額に減免とさせていただきます。

期間中、1日でも登園する、登園した場合は減免対象となりません。ご了承願います。

4/20～5/6の期間中すべてで登園を自粛された場合

1号認定・特定負担額 5月支払い分にて50%減免(5,000円減免)

2号認定・特定負担額 5月支払い分にて50%減免(7,500円減免)

### ・3号認定

➡国のガイドラインに沿った、各市町の対応の通りとなります(休園要請、登園自粛の要請があり園がそのような措置(この通知の通り)を取った場合、基本的に日割の計算となり、翌月以降に減免額が戻されると基本方針が定められています)。但し、4/20～5/6までの間で、市町の減免の対応にならない場合は、園がその分の日割相当の減免をいたします。(その場合の計算式は国・自治体の基準による)

## 【通園バス代の扱い】

全ての利用者の方の5月支払い分のバス代を50%減免します。

以上を踏まえ、4/20～5/6(5/1)の間の登園予定の有無を本日(4/17)10:00配信のメールにもご案内します、アンケート機能にて、4/19正午までに、全員必ずご回答をおねがいします。

### 【その他】

◎5月1日の引き渡し訓練は中止します。

◎4月20日～5月6日まで、園で行われる、外部講師による正課カリキュラム、課外教室活動、みのりメイト、子育て支援センター(相談事業も含む)は実施しません。

◎5/7以降は、通常通り(バスの運行も通常運行予定)開園を予定しておりますが、変更が生じた場合はメールにてお知らせします。

◎4月の誕生会は5月の誕生会(日にち未定)と合同で実施します。